

議案第 7 号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、引用条項等所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項及び第2項中「第6条の4第1項に規定する里親である」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同法第6条の4第1項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同号に規定する養子縁組里親」に、「同条第2項」を「同法第6条の4第1号」に改める。

第8条の3第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

